

林 政 審 議 会 議 事 録

1 日時及び場所 平成17年9月12日(月)

法曹会館2階「高砂の間」

2 開会及び閉会の時刻 14:00～16:15

3 出席者

委 員 木平会長 青山委員 浅野委員 有馬委員 飯塚委員 池淵委員
魚津委員 太田委員 岡田委員 海瀬委員 加倉井委員 鈴木委員
早坂委員 古河委員 恵委員 山根委員 横山委員 小林特別委員

幹 事 関係府省

林野庁

4 議 事

(1) 平成16年度国有林野事業の決算概要について(説明事項)

(2) 平成16年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況(案)について

(諮問・答申)

(3) 林政審議会治山事業部会の報告について(報告事項)

(4) その他(説明事項)

① 平成18年度概算要求について

② 地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の一部改正について

③ 知床の世界自然遺産への登録について

④ 松くい虫被害対策について

⑤ 農林水産省木材利用拡大行動計画の取組状況について

午後 2時00分 開会

○飯高林政課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

私は、新任の林政課長の飯高でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の先生方、総勢21名のうち17名の委員の方々から出席のご返事をいただいております。17名の方々すべてご着席なさっております。過半数を満たしておりますので、当審議会は成立いたしております。

それでは、会長、お願いいたします。

○木平会長 本日は、委員並びに各府省の幹事の皆様方におかれましては、ご多忙のところをご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、議事に入る前に林野庁長官のごあいさつをお願いいたします。

○前田林野庁長官 一言ごあいさつ申し上げます。

本日は委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

ご案内のように、林野行政も平成13年、国民の多くの関心を踏まえまして、37年ぶりに森林・林業基本法が改定されまして、これに基づきまして各般の施策の推進に努めているところでございます。特に地球温暖化の問題につきましては、今年の2月に京都議定書が発効いたしまして、これを受けまして4月28日には達成計画が閣議決定されました。そういった中で、私どもも地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の第2ステップに入るわけですが、これに基づきまして各般の対策推進に努めているところであります。

ご案内のように、京都議定書の中で森林吸収源が大きな位置を占めるわけでございます。そのためにも適切な森林の整備・保全、あるいは保安林等の適正な管理、木材の利用推進、国民参加の森林づくりということを柱に掲げまして、これに取り組んでいるところでございます。こういった中で、国有林野事業を平成10年に抜本改革いたしまして、これに基づきまして改革の推進を図ってきたわけでございます。おかげさまで、平成16年度からはいわゆる新たなる借入金をゼロ、いわば借金体制から脱却ということになったわけでございます。まさに国民の森林としての国有林、この推進に向けて取り組んでまいりたいということで、各般の施策の取り組みを進めているところでございます。

これらの取り組みにつきましては、毎年、国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況という形で取りまとめまして、林政審議会のご意見を伺い、その意見の概要を付して公表ということでございます。本日ご審議いただきます平成16年度の実施状況につきましても、関連施

策分野の動向も踏まえまして、各般の取り組みを記述いたしております。ぜひ忌憚のないご意見を賜りたく、よろしくお願い申し上げる次第でございます。

なお、本日はこれとあわせまして、平成18年度の概算要求、最近の林野庁の取り組みにつきましてもご報告させていただきたいと考えている次第でございます。委員の皆様におかれましては、こういった問題につきましてもぜひさまざまなご意見、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、ごあいさつとさせていただく次第でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○木平会長 長官、どうもありがとうございました。

それでは、議事次第に従いまして、今日は、まず最初に「平成16年度国有林野事業の決算概要について」、説明事項がございます。続いて「平成16年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況（案）について」、これは諮問・答申事項であります。3番目に「林政審議会治山事業部会の報告について」、これは報告事項でございます。そのほか、説明事項といたしまして5つ用意されております。

なお、本日は、松くい虫被害対策についての説明がございます。松くい虫の専門家であります小林一三特別委員のご出席をお願いしております。

○小林特別委員 小林です。よろしくお願いいたします。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、平成16年度国有林野事業の決算概要についてご説明をいただき、引き続いて、平成16年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況（案）について、農林水産大臣の諮問を受け、これに対するご審議をいただいて、答申を行うことといたしたいと思っております。

それでは、説明をお願いいたします。

○青木管理課長 管理課長でございます。私の方から国有林野事業の決算概要について説明をさせていただきます。恐縮でございますが、座って説明させていただきます。

資料は資料1－1と1－2でございます。1－1が文章編、1－2が計数となっております。

まず、平成16年度におきます国有林野事業の決算のポイントですけれども、1－1の文章編の最初に書いてありますように、抜本的改革の基本方針に基づきまして、森林の公益的機能の発揮と財務の健全性の確保に努めた結果、先ほど長官からもありましたけれども、29年ぶりに新規借入金をゼロといたしまして、借入金からの脱却を図るなど、収支が改善されるとともに大幅な損失の圧縮が図られたというふうに考えております。

具体的な内容ですが、1－2の表をごらんいただきたいと思います。1ページ目は国有林野

事業の収支状況でございます。

まず、左の欄の収入ですが、事業収入につきましては、長引く木材価格の低迷、土地需要の減退等の中で、廃止分局跡地の売払いや資産の徹底した見直しによります土地の売払いを進めるなど収入の確保に努めた結果、前年度より12億円増加いたしまして、485億円の収入となっております。

②の一般会計より受入ですけれども、これは森林整備等に充てます事業施設費財源の受入増加がありまして、前年度より130億円増加いたしまして、1,125億円となっております。

③の借入金ですが、新規借入金につきましては、前年度の179億円からゼロとする一方で、償還金に見合う借り換えを行うことによりまして、1,715億円となっております。

次に、支出でございます。

人件費は、職員数の適正化に努めまして約400人縮減いたしておりまして、前年度より73億円減少しまして、831億円の人件費となっております。

事業的経費につきましては、地球温暖化防止等に資する森林整備を積極的に推進したほか、公益林の保全管理の充実等によりまして、前年度より62億円増加いたしまして、527億円となっております。

利子・償還金ですけれども、累積債務の借りがえの際に財投資金、これは償還期間が25年と35年になっておりますけれども、これを償還期間の短い民間金融機関、これは償還期間5年ですが、これに借り換えたことによりまして償還金が増加しておりまして、前年度より234億円を増加いたしまして2,008億円となっております。ただ、これに伴います利子につきましては全額を一般会計より利子補給をいただいておりますので、新たな償還金の増にはつながっておりません。

以上、こうしたことから、表の一番下にありますように、収入が3,461億円に対しまして、支出は3,434億円でございます、プラス27億円の収支差となっているところでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。以上説明した収支状況ですが、国有林野事業が平成16年度中に代金を支払うことを約束してもらった収入額と支払いの義務を負った支出額をわかりやすく対比させて整理したものでございます。ただ、支払い義務を負った表の中には来年以降の収益に対する費用、例えば減価償却費と考えるものもありますし、立木のように資産として計上しておきまして、伐採の時点で原価に加えるべきものがありますので、こうした期間の出入りや、資産として計上すべきものを分けて、民間企業が作成するのと同じ形で企業の活動を整理したものが2ページ目の損益計算書と3ページ目の貸借対照表でございます。

2 ページ目の損益計算書ですが、これは現金の収支の有無にかかわらず、平成16年度 1 年間に上げたすべての収益と、それに対応するすべての費用を対比させて表示したものでございます。平成16年度の損益計算といたしましては、費用が1,486億円、収益が1,192億円でありまして、その差額294億円を損失として計上してございます。

このように、昨年度に引き続きまして損失を計上する結果となっておりますが、この理由は、損益計算書の左側の中ほどにあります減価償却費ですが、これは過去の収穫量の大きかった時期に作設いたしました林道等の減価償却の負担が依然として大きいこと、同じく経営費や販売費ですけれども、林産物の単価の減少などから落ち込んだ収益が費用の節減でカバーできなかった等によるものでございます。

ただ、こうした中でも右の欄を見ていただきますと、本年度損失の欄ですが、昨年度は506億円の損失に対しまして、本年度損失は294億円でございますので、212億円減少させておりまして、改善が図られているところでございます。

3 ページをごらんいただきたいと思います。貸借対照表ですが、平成16年度末時点における国有林野事業の資産の状態を整理して掲げたものでございます。左側が資産の欄でありまして、資産がどういう形になっているか。右側の欄が、その資産がどこから調達されているかを示しております。

まず、資産の部について見ますと、流動資産が150億円、これに対しまして固定資産が7兆1,013億円となっております。国有林野事業が土地や立木など非常に多くの資産を持っていることがわかるかと存じます。

一方、負債の部ですが、1年以内に返済期限が来る短期借入金が1,909億円、これに加えて、長期借入金が1兆886億円、その他の負債を合わせまして合計は1兆3,147億円でございます。

なお、平成16年度末の累積債務残高は、表の下の（注）書き 1 に書いてありますように、長期借入金と短期借入金とを合わせた金額1兆2,796億円となっております。

また、先ほどごらんいただきました損益計算上の損失294億円は、資本の部で欠損金として計上しておりまして、この結果、平成16年度末におきます累積欠損金は2,774億円となっております。

右側の累積債務や累積欠損金を合わせた額の何倍もの固定資産が左側にありますので、貸借対照表上も安定しているということができると思います。

以上で、平成16年度の国有林野事業の決算概要の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

ます。

○木平会長 管理課長、どうもありがとうございました。

ただいまのは説明事項であります、もし説明に対する質問がございましたらお受けいたします。

○岡田委員 資料１－２の最初の表ですが、事業収入が、林産物の収入、たくさんあるといいなと思って見ているのですが、残念ながら、額ではむしろ前年を落ち込んでいます。土地の売払いで収支差を確保しているということが一つ読めるかと思います。もう一つは、支出の方を見ていただきますと、大変気になるのですが、人件費が抑えられたといいましても、具体的には職員の数が減ったからだというご説明がありました。このことから二つほどご質問といたしますか、内容を少し敷衍してお聞きしたいと思います。

基本的には、木材価格を安定させて、林産物の売払いというのを大きくしていくということが大事だろうと思っております。森林・林業基本計画におきましても、将来は林産物の生産量、販売量の増加という方向で計画がなされているというふうに承知をしておりますが、この価格に対する見通しなり考え方、それから林産物生産の増加の計画を持っている中で、この先どういった具体的な方策等々をお考えなのか。やはり収支差を減らしていくということは大事なのですが、その中身がもう一つ問われるべきではないかと思っております。そのあたりのご説明をさらにいただければありがたいと思います。

もう一つは、右側にかかわるところですが、私も学生教育をしております、あるいは具体的な現場に出てまいりましても、これから先の森林整備のある技術の体系を考えましても、林業の取り扱い、森林の整備、そこでの技術の体系というのはなかなか大変なものだと思っているわけです。そうしますと、簡単に、誰でもがかわれるものではなくて、やはりきちんと教育なり研修なり、そこでの技能といいますか、技術のレベルまでに達した、そういう人々による取り扱いというのがさらに重要になってくると考えられますし、事実としてそういうことを感じざるを得ないのですが、この先もこういうふうに職員が定員内、あるいは基幹作業職員の方も同じようなスピードで減っていくということになりますと、地域にある地域資源の管理のあり方として大変心配だなというのが率直な感想でございます。その辺のところについてのご説明をさらに賜れば幸いです。

○木平会長 ありがとうございました。

それでは、林産物の売払いの将来の見通しと人材確保について、現在の状況について追加説明をお願いいたします。

○福田経営企画課長 経営企画課長でございます。実施状況の方でもその辺について出てまいりますけれども、私どもとしてもまさに同じような問題意識を持ちながら、いろいろ工夫しながら今後取り組んでいこうと思っております。

事業収入の関係でございますけれども、今ちょうど人工林は間伐期に差ししかかっており、これが成熟してまいりまして徐々に主伐期を迎えるわけでございます。ぜひこれを生産力といいますか、実際の収入につなげて行くと同時に、それが地域材として流れていきまして地域振興にも大きく寄与できるというふうにして、国有林もきちんと経営ができ、また地域もそういうことで木材が流れることによって振興されるということで、両々相まっていけばいいのではないかと思っております。

具体的には、まず間伐に積極的に取り組むということで、低コスト化を図るために、効率的な作業道をつくりまして高性能林業機械を入れます。そういうことによりまして、材ができるだけ有効活用されるように、それから収入につながるようにということで取り組んでおります。こうした努力は今後主伐期を迎えるときに必ず生きてきて、2回目、3回目の間伐のときにはより大きな果実として戻ってきて、きちんと国産材が使える、国有林材が使えるということにつながってくるのではないかと思っております。

特に最近の取り組みといたしましては、これまで外材を使っておりました集成材工場あるいは合板工場に対しまして、国産材を安定的に供給することによりまして、国有林が積極的にそういう取り組みを担うことによりまして、大きな国産材の流れをつくっていくという取り組みを新しい流通ということで取り組んでおります。そういうことを今進めておりますので、これから徐々に資源の成熟に伴いまして、きちんと収入も上がってくるのではないかと思っております。

それから、人材の育成でございます。国有林の職員のことを申し上げますと、集中改革期間、ご案内のとおり15年度までということで、仕事も民間委託化する、それにあわせて人の数も減らすということで、効率的な仕事のやり方を目指して集中的に要員調整をしてまいりましたけれども、一応それが一段落といたしますか、収支均衡も達成いたしました。その間に林業事業体中心で仕事をする体制になってまいりました。これからは、私どもの人材の育成について積極的に取り組んでいかなければいけないと思っておりますし、あわせて現場の作業については林業事業体を育成しながら、安定的に仕事を発注する、また「緑の雇用」ということで行われている部分もございますので、こういう施策と両々相まってきちんとした技術を持った人が農山村地域にいて、国有林の伐採作業あるいは造林作業を担っていただくというようにしていきたい

いと思っております。

○木平会長 ありがとうございます。

この問題については、次の諮問事項の中でもまた関連する事項が出てくると思います。

それでは、議事の（２）平成16年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況（案）について、農林水産大臣から諮問を受け、ご審議をいただき、そして本日答申を行う、そして公表するという手はずになっております。この公表に際しては、林政審議会としての意見の概要もあわせて公表いたします。

それでは、農林水産大臣の諮問を長官からいただきたいと思います。お願いいたします。

○前田長官 それでは、私の方から大臣の諮問文を代読させていただきます。

17 林国経第20号

平成17年9月12日

林政審議会

会長 木 平 勇 吉 殿

農林水産大臣 岩 永 峯 一

平成16年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について（諮問）

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の3第1項の規定に基づき、平成16年度における国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況を別添により公表するに当たり、同法第6条の3第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

（諮問文手交）

○木平会長 謹んでお受けいたします。

それでは、この諮問について説明をお願いいたします。

○福田経営企画課長 林野庁の経営企画課長の福田でございます。座って説明させていただきます。

お手元に資料2-1と2-2、2つございます。基本的には概要版の2-1の方でご説明させていただきますが、その都度2-2の本文のページもご紹介いただきますので、両方を見な

がらということをお願いできればと思います。

平成16年度の実施状況の概要ですけれども、ご案内のとおり、15年末までを集中改革期間ということで抜本的な改革に取り組みまして、将来にわたって適切で効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてまいりました。こうした基礎の上に立ちまして、平成15年12月には「管理経営基本計画」を改訂いたしまして、開かれた「国民の森林」に向けた取り組みを本格的に推進していくということにいたしました。

この報告につきましては、16年度における実施状況につきまして、国民の皆様にご理解いただけるように、写真、図表を用いてできるだけわかりやすく記載したものでございます。

16年度の主な取り組みをご紹介します。

本文は6ページです。国有林の公益的機能重視の管理経営の基本となりますのは、森林そのものをきちんと育てていくということであります。森林の公益的機能を維持増進させるために、長伐期施業あるいは針葉樹と広葉樹の混交などによります育成複層林事業を積極的に実施するというで取り組みました。ご紹介しております写真、事例は、溪流沿いのスギ・ヒノキの人工林の間伐を行いまして、林内照度、林の中の明るさを確保いたします。そうしますと、広葉樹の成長を促進させるとともに、下にある植生も成長いたします。こういう下層植生の変化を調査いたしました。この結果をもとに、これから天然性の広葉樹の稚樹を活用した多様性のある育成複層林へと誘導しようということで取り組んでいる四国の事例でございます。

また、本文8ページ、資源の循環利用林だけではありませんが、人工林の健全性を確保するというで積極的に間伐に取り組んでおります。ここでご紹介している事例は、長野の北信森林管理署ですけれども、間伐を効率的に推進するために列状間伐と同時に、簡易で効果的な作業道を開設いたしまして、高性能林業機械を活用して低コストで間伐に取り組んでいる事例でございます。

概要の2ページ、本文は10ページですが、治山事業の関係です。平成16年度は、ご案内のとおり、観測史上最多の10個の台風が上陸いたしまして、国有林においても各地で多数の山腹崩壊が発生いたしました。また、10月には新潟県中越地震が発生いたしました。中越地震は民有林を中心とした大規模な山地災害ということでしたが、近隣の森林管理局から治山施設等の緊急点検ということで延べ123名の職員を派遣いたしまして点検調査をいたしました。さらに、被災地の迅速な復旧に向けまして、中越地区における災害復旧の直轄事業に着手しております。そういう事例でございます。

森林環境教育、森林とのふれあい等の推進でございます。本文17ページ、写真は18ページに

載っておりますが、学校等を対象に森林環境教育に積極的に協力していこうということで、国有林野を森林環境教育の場として提供いたします「遊々の森」の協定を新たに全国22箇所で開催いたしました。これは平成14年にスタートして、現在全国93箇所です。約4千ヘクタールの国有林がこういう目的のために提供されております。ご紹介しているのは近畿中国森林管理局の事例ですけれども、各地の「遊々の森」を利用している子供さんたちに参加いただきまして、「遊々の森子どもサミット」ということで、間伐体験の活動報告、あるいはこれからどうふう環境教育を進めていくかということについて、活発な意見交換をしたという事例でございます。

その下ですが、本文は21ページです。森林整備への国民参加を促進するために設定した全国145箇所の「ふれあいの森」があります。平成16年度は延べ1万3千人の方に森づくり活動に参加していただきました。ご紹介している事例は東北森林管理局の事例ですが、12年間にわたりまして広葉樹の植樹等の活動をされている事例です。16年度は全国各地から100名の方に参加していただいて、木を植えていただきました。

22ページですけれども、伝統文化の継承等に貢献するために「古事の森」あるいは「木うその森」等を新たに3箇所設定し、「木の文化を支える森づくり」活動を推進しております。ご紹介している事例は和歌山県の例です。国宝・重要文化財等の伝統的な木造建築物の定期的な修復に必要な檜皮などを確保するために、「紀伊山地の霊場と参詣道」ということで、世界文化遺産に指定された地域周辺の、高野山の国有林で「古事の森」を設定して、活動をしている事例でございます。

さらに、23ページですが、自然再生などに取り組む市民団体などの活動を支援するために、平成16年度新たに全国10箇所に「森林環境保全ふれあいセンター」を設置いたしました。ここに専門の、知識のある職員を配置いたしました。下にありますのは赤谷の事例ですけれども、地元の住民団体あるいは日本自然保護協会の皆さん方と一緒に協働して生物多様性の復元を目指すプロジェクトを実施しております。実際に森林づくりをどうするか、あるいは動植物と共生できる森林づくりをどうするかということと一緒に検討して取り組んでおります。

概要の4ページ、本文25ページです。新たな政策課題への率先した取り組みということで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・貯蔵を進めるために、健全な森林の育成ということで木材利用を推進する取り組みをしております。白老町におきまして木材チップを利用した歩道を設置した事例でございます。それから、そこに使用状況を掲げておりますが、平成10年の3倍にするという目標値を設定してございましたが、平成16年度で達成することができました。

また、下の例は離島で行う海水を利用した発電の用地ということで、利活用したという事例です。世界初の海水利用の揚水発電の用地ということでございます。

次に、概要の5ページ、本文の31ページ、32ページです。生物多様性の保全を図るために、新たに保護林を3箇所設定いたしました。合計で840箇所、66万ヘクタール、全国有林の9%です。高知県の物部村で設定いたしました480ヘクタールの植物群落保護林の例を掲げてございます。

また、そういうふうに設定しました保護林の間を結ぶ緑の回廊がございます。本文33ページの関係ですが、秩父市の例です。野生生物の生態等を把握して、適切な整備や管理を行うためにモニタリング調査を実施しております。これはモニタリング調査のときに自動カメラで撮った写真です。こういう生態と、森林の状態とを一緒に調査をいたしております。

次に、双方向の情報受発信を基本とする対話型の取り組みでございます。戻って恐縮ですが、本文は15ページです。広く国民の皆さんの声を聞いて管理経営に活かすということで、「国有林モニター」を公募いたしました。全国で約360名の方に委嘱しております。ご紹介している事例は四国森林管理局の例ですが、もちろん、「国有林モニター会議」ということで皆さんに集まっていただきまして、情報の提供のあり方ですとか、国有林の情報をどういうふうに、もっとこういうふうにわかりやすくした方がいいのではないかというような貴重なご意見をいただきました。その事例でございます。

概要の6ページ、本文は40ページです。林産物の持続的かつ計画的な供給ということで、平成16年度、486万m³の木材を収穫いたしました。また、特に民有林からの供給を期待しにくい木曽ヒノキでありますとか、天然秋田杉といった銘木についても計画的な供給に努めているところでございます。

ご紹介している事例は、平成16年11月にオープンした国立科学博物館の新館の中の「自然を生き抜く工夫」というコーナーのものです。そこでは、いろいろな生物が自然の中をどうやって生き抜くかということで、一つは体を大きくすればいいということで、恐竜でありますとか、そういうものがいかに自分の体を大きくして生きてきたかという紹介をしております。樹木も陸上最大の生物だということで、その大きさを実感していただくというコーナーがありまして、ここに天然秋田杉を提供いたしました。胸高直径138cm、樹高49mというものでございます。

効率的な事業の実施ということでポイントだけご説明させていただきます。伐採・造林等の事業について委託化を進め、そのほとんどを民間委託化するなど、効率的な事業運営に努めるということで、本文の49ページ、委託化の推移ですが、ほぼ100%ということで、現場の実際

の作業につきましては委託化を進めたわけでございます。

それから、先ほど決算の方でもお話がございましたが、本文の51ページですが、収支両面にわたる努力を行いまして、新規借入金ゼロを達成いたしまして、29年ぶりに借入金依存から脱却したということでございます。

以上、簡単でございますが、実施状況をご説明いたしました。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、この実施状況の説明について、委員の皆様方からご意見をいただきたいと思います。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 国有林に関しての整備状況ですが、森林・林業基本法にのっとって国有林の管理が年々行われていると理解しているのですが、平成16年度の実施状況というのは計画どおりきちんとできましたという報告書になるのでしょうか。要するに、新規借入金ゼロで、国の予算がついた分でやるべきことはきっちり終わったと、そのところがはっきりしないのですが、それはどうでしょうか。

○福田経営企画課長 今回こういうことで実施状況、それから決算の関係も両方ご説明しておりますのは、事業実行もきちんとやり、一方で収支についても全然だめではいけないわけですから、あわせてご説明しているわけでございます。先ほどご説明いたしましたとおり、事業につきましては、外部からもっとこういうふうにやったらいいのではないかとというご指摘を受けることもままあるわけですが、私どもなりに収入確保、それから支出の節減等に努力いたしまして、何とか新しい国有林の姿の第一歩を築くことができたのではないかと考えております。

○鈴木委員 続いて質問させていただきますけれども、国有林がある、民有林がある、地球温暖化でいうと合わせて3.9%吸収するということになっております。ですから、国有林に関してはきっちり計画どおり進んでいるということをおっしゃっていると思って間違いないでしょうか。

○福田経営企画課長 実際にはコストの削減、支出の削減とかにかなり努力してやっております。森林計画に対する実行ということで申しますと、全体として見れば、計画量に対してほぼ同じくらいの量に何とか近づけるよう努力しているという状況でございます。

○木平会長 よろしゅうございますか。

それでは、そのほかのご意見、お願いいたします。

○横山委員 一つお尋ねしたいのは、この報告書の位置づけですけれども、いわゆる政策評価

体系の中でどういうふうに理解をしたらよろしいのか、教えていただきたいと思います。

○福田経営企画課長 政策評価につきましては、今全く別の体系といいますか、いわゆる法律もありますし、政策評価の方では基本的に森林・林業基本法の施策目標に応じてどういうふう
にきちんとできたかということで、総体的に、かつ具体的な目標数値に応じてやっております。
それから、そういう数値だけではなくて、国有林の公益的機能重視の観点、それから国民の声
を取り入れてというところは、単純に数字だけで出てくるわけではありませんし、また一方で、
収支も重要な要素ファクターでございますので、そういうものを含めて一つのまとまりとして
管理経営の実施状況の公表を行っています。全体として見れば、このことも政策評価の中には
含まれるという形になります。

○木平会長 よろしいでしょうか。

ほかにありましたら、お願いいたします。

○加倉井委員 忘れてしまったので、単純な言葉の意味を教えてくださいのですが、「定員内職
員」と「基幹作業職員」というのは何がどう違うか、もう一度教えていただければと思います。

○福田経営企画課長 定員内職員というのは、いわゆる国全体の定員計画の中に入っている職
員という意味で、そのとおりに書いてあるわけでございます。一方、基幹作業職員というのは主
に現場の職員でありまして、これについては国有林独自の制度でございます。特に国有林には
そういう必要性があるということでこれまで雇用してきた職員でございます。

○加倉井委員 いわゆる国家公務員にどちらも入るということでよろしいのでしょうか。

○福田経営企画課長 はい、どちらも入っております。

○木平会長 そのほか意見があればお願いいたします。

○岡田委員 本文の40ページぐらいの林産物の供給、資源循環林にかかわる基本的なところ
での質問と、半分は私の意見も入るのですが、申し上げたいと思います。

ご存じのように、我が国の林政、明治以降、国有林野と民有林というのは明確に性格分けを
行っております。具体的には国有林野からの供給ないしは資源の造成、あるいは維持に関する
ところは、我が国の基本的な産業が必要とする木材をきちんと供給していこうということで、
まさに我が国の国家そのものを支えていくという大変大きな意義があったし、それを具体化し
てきた国有林という姿があったという理解をしております。さて、今後、これまでの記述ない
しはご説明をいただく限り、資源循環林というある区分をするわけですが、民有林と国有林と
いうのは、資源の循環ないしは供給という考え方の中で一体どこが違うのか、ここはきちんと
明確にしておくべきではないかと思います。

ご存じのように、位置の関係ですとか、民有林ではそもそも大変難しい長期の資源造成の期間、あるいは先ほども大変気になっているので申し上げましたが、それを具体的に技術として森林に形にしてあらわしていく場合の人々の研修ですとか利用というのは大変重要だなと思っています。そういう意味で、資源循環林と、ただ単に民有林と同じ言葉ないしは区分ですが、国有林野、供給もさることながら、このあたりについてきちんと考え方をお持ちの方がいいし、持っているに違いないということでのご質問でございます。

○木平会長 経営企画課長、よろしいですか。

○福田経営企画課長 本文5ページの表1にございますように、国有林野の機能類型区分をいたしまして、これは民有林も同じような考え方で取り組んでいるわけですが、私どもとしては、こうした中で特に水土保持林、森林と人との共生林、これらは国有林ならではの面があり非常に大事だと思っています。同時に、資源の循環により、先ほどご指摘がありましたように、国有林ならではの、大径材を生産してきた経過もございますので、特に水土保持林などは保安林も相当多いので、こうした中の人工林につきましては長伐期施業などにしまして、公益的機能等を重視しながら、それを発揮させる過程で出てくる大径材を抜き出して生産するようなことも含めて、木材の供給ということについてはきちんと対応していきたいと思っています。そういうことで、今申し上げるのは若干口はばつたいですが、まだまだ努力不足の面もあるかと思いますが、民有林の先導的といいますか、模範となるように取り組んでいきたいと思っています。

○木平会長 よろしいでしょうか。国有林の木材生産の役割について十分ご検討いただきたいというご意見だと思います。

このあたりで、ご意見がなければまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、審議会としての取りまとめを行いたいと思います。

今日農林水産大臣から諮問のあった「平成16年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況（案）」につきましては、修正を求める特段の意見がございませんのでしたので、「妥当である」旨の答申をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、答申文を配付していただけますか。

（答申文配付）

○木平会長 今お配りいたしました答申文についてご確認をお願いいたします。

○加倉井委員 言葉のようですが、「特段の意見はない」という言い方はあまりよくないような気がするのです。「異議がない」というのはわかります。「意見がない」というのは何も言わないという意味ではないでしょうか、言葉としては。趣旨は賛成なんです、今「異議なし」と言ったんですから。しかし、「特段の意見はない」というのは何も言いませんという意味ですか。ちょっと言葉が違うのではないのでしょうか。「異議がない」というのと「意見がない」というのは違いますよね。皆さんがこれでいいというなら、もちろんそれで結構ですけども、「意見がない」という報告というのはあまりよくないような気がするのです。あるいは「賛成です」でよろしいのではないのでしょうか。「意見がない」と、私どもいろいろな意見を言ったような気がするのですが、意見はないんですか。

○木平会長 意見はあるわけですが、特段にここを直すべきという意見はないと。

○加倉井委員 みんな賛成したわけですから。賛成したというのを「意見がない」という表現をするのでしょうか。

○辻国有林野部長 こういう「特段の意見はない」ということになっているのは、実は、法律で「管理経営基本計画の実施状況を公表するに当たっては、林政審議会の意見を付して」ということになっているので、その法律用語をそのまま使って、「付する意見はない」という意味で使っているわけでございます。

○木平会長 この文案のとおり、そういう意味でございますので、よろしゅうございますか。

○加倉井委員 はい。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、こういう答申をいたします。

続きまして、治山事業部会報告を部会長を務められた太田委員の方からご報告をお願いいたします。

○太田委員 治山事業部会の部会長を務めました太田でございます。本日は、治山事業部会が取りまとめ、公表した報告書についてご報告させていただきたいと存じます。

報告書は、今後の治山事業の実施のあり方及び経理のあり方について具体的な方向を提言する内容となっており、8月末の林野庁から財務省への予算要求の内容にも密接に関連するものでございます。このため、木平会長と相談の結果、部会の報告書を平成18年度予算要求に反映させる観点から、8月下旬に公表させていただいた次第でございます。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、報告書の内容を簡単にご紹介させていただきたいと存じます。

資料３－１をごらん願います。

まず、検討の趣旨についてでございます。１の（１）にあるとおり、治山事業については、昭和35年以降現在に至るまで、国有林野事業特別会計に治山勘定を設けて一元的に経理されております。このため、国有林野事業特別会計は、国有林野事業について経理する国有林野事業勘定と、公共事業である治山事業について経理する治山勘定の二つの勘定で構成されております。

１の（２）にあるとおり、平成16年11月にまとめられた財政制度等審議会の報告の中で、治山勘定について、国有林野事業勘定と統合を行うべきであるという提言がされたことを踏まえ、また、近年の災害の多発などを踏まえた効果的な治山事業のあり方についても検討するため、経理を含む今後の治山事業のあり方等について、４回にわたり検討を行ってきたところでございます。

報告書のポイントについては２ページをごらん願います。

報告書は大きく分けて治山事業の実施面における今後の方向と、これを踏まえた経理についての今後の方向の二つで構成しております。

まず、治山事業の意義についてでございます。治山事業は、明治44年の第１期森林治水事業を開始して以来、荒廃した森林の復旧など行ってきたおり、現在の緑豊かな国土は治山事業の一つの成果であると評価してよいと思います。現在の治山事業を取り巻く情勢としては、地球規模の気候変動による局地的豪雨や渇水の可能性の上昇、また、地震火山活動の傾向から見た災害の危険性の高まり等が見られる状況であります。このような状況を踏まえると、治山事業を通して、森林の生育基盤となる林地を保全しつつ、健全な森林の整備を進めていくことは、今後国民が安全・安心できる社会を構築する上でますます重要であると考えられます。

次に、今後の治山事業の実施のあり方について、治山事業をより効果的かつ効率的に推進する観点から幾つか提言しております。

まず、治山事業実行体制についてです。治山事業は、国が行う直轄治山事業と都道府県が行う補助治山事業とに大別されます。

直轄治山事業の代表例としては、栃木県足尾地区の荒廃地の復旧や、中学校の英語の教科書にも登場しております北海道襟裳岬の緑化、さらには、昨年の新潟県中越地震の復旧対策といったものが挙げられます。こうした直轄治山事業については、国有林野の管理経営を担うとともに、全国的な組織、高度な技術力を有し、機動的な対応が可能な国有林野事業特別会計の組織で実施することが適当と考えられます。

次に、補助治山事業については、都道府県が地元市町村との緊密な連携のもとで地域ニーズを踏まえて実施することが適当と考えられます。後に述べます会計経理のあり方は、この実行体制を基本として検討しております。

また、森林を取り巻く情勢が変化する中で、治山事業に求められる課題も変化しています。こうした中で、地域ニーズに応じた的確な治山事業対策を進めるには、現場における技術者の養成、技術の研鑽等による治山技術者の育成確保の推進が重要と考えられます。

さらに、治山事業を効果的に実施していくための取り組むべき内容として幾つか提言しております。治山事業はもともと上流から下流に至る総合的な流域の保全の視点を常に持ちながら進めていく必要がありますが、これまでは実際の事業の実施段階で必ずしもこうした視点のもとで実施されているとは言いがたい面もありました。今後は、個別の流域において、国と県が統一の方針のもと予防治山対策を実施していくことや、砂防事業など他の事業との連携などを目に見える形で進めていく必要があります。

また、財政構造改革や地方分権といった社会経済情勢を踏まえた効果的な事業展開を進める観点から、緊急度の高い地区から重点的に治山対策を進めていくことや、地震や津波災害への予防対策、さらには、都道府県が地域ニーズに応じた柔軟な対応ができるような予算体系の構築といったことを提言に盛り込んでいます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

次に、治山事業の経理についてでございます。治山事業の経理の現状と今後の情勢にあるとおり、治山事業に係る国の予算決算の総額を会計経理上も明らかにする等の観点から、昭和35年、国有林野事業特別会計に治山勘定が設置されたところでございます。治山勘定の果たしてきた役割としては、毎年度の治山事業の予算や決算が明らかにされることにより、受益と負担の関係もより明確にされ、国民への説明責任が果たされてきたと考えられます。

他方、最近は特別会計の見直しの関係で、平成16年11月にまとめられた財政制度等審議会の報告の中で、治山勘定について、国有林野事業勘定と統合を行うべきであるとの提言をされたところでございます。

この提言を踏まえ、今後の治山事業の経理のあり方について検討を行ってまいりました。

まず、勘定統合後の会計において、治山事業の経理については、他の事業と区分されることにより、先ほど申しました受益と負担の関係も含めて経理の明瞭性が保たれるのであれば、治山勘定を必ずしも存置しなくても、その果たしてきた役割は引き続き確保されと考えられます。

このような観点から、勘定を統合した場合の国有林野事業特別会計の具体の経理のあり方について、①として国有林野事業と治山事業の果たす役割を勘案し、両事業の経理の明瞭性、一貫性が確保できるかという課題。②として国有林野事業の経営成績及び財政状態を明らかにするための経理に影響を及ぼさないようにできるかという課題に留意する必要があると考えられます。

勘定を統合する場合には、このような課題に留意し、両事業の経理の明瞭性等を確保した上で、直轄治山事業は国有林野事業特別会計の職員、組織で実施する方が効率的なこと等を踏まえ、国が行う直轄治山事業は国有林野事業特別会計で、都道府県が行う治山事業は一般会計で経理を行うこととするのが望ましいと考えられます。

以上が報告書のポイントでございます。本報告がこれからの治山事業の推進に活用されることを強く望むものでございます。

以上で報告を終わります。

○木平会長 太田委員、ありがとうございました。

この治山事業部会報告書に関して、事務局の方から追加することがあればお願いいたします。

○青木管理課長 治山事業部会の委員の皆様方におかれましては、精力的にご審議をいただき大変ありがとうございました。貴重なご提言をいただきましたので、これを今後の施策に活かしてまいりたいと考えております。

なお、報告書を踏まえまして、平成18年度概算要求は、治山勘定と国有林野事業勘定の統合を前提とした要求とさせていただいておりますので、この場をおかりしてご報告申し上げます。

以上でございます。

○木平会長 それでは、治山事業部会のご報告をいただいたということで、この議事は前に進ませていただきます。

それでは、議事の4番目、その他説明事項がたくさんございます。

①平成18年度概算要求について、事務局より説明をお願いいたします。

○飯高林政課長 時間が押しておりますので、手短に済ませたいと思います。

資料4、総括表がございますが、公共事業費で116.3ということで、前年に比べて16.3%増の概算要求となっております。一般公共事業費が116.6、災害復旧が103.5、合わせまして116.3という数字であります。

林野庁の予算は大体4分の3以上が公共事業費でございますが、これは言うまでもなく森林を整備し保全するための経費であります。

それから、非公共事業、これは全体で105.2という伸びであります。義務的経費97.0、これは普及の交付金が三位一体の関係で税源移譲いたしますので、21億円減っておるとというのが主な要因であります。裁量的経費116.4、施設費123.2、合わせまして105.2となっております。非公共事業は、言うまでもなく林業、木材産業の活性化、山村の振興、こういったものに充てるものであります。公共・非公共トータルして113.4という伸びで要求をいたしております。

それから、重点事項と書いてありますが、時間がありませんので、最後に紙芝居のような絵がありますので、それで簡潔に説明いたします。

まず、このタイトルが「京都議定書の目標達成に向けた」とありますので、私どもはCO₂対策を旗印に掲げて全力を挙げて取り組むこととしているところであります。

絵の左側が森林の整備・保全に関する公共事業であります。これからの森林の整備・保全はコストがなるべくかからないやり方で多様な森をつくっていくというのが理念であります。間伐は、これまで平成12年から5年間、緊急間伐ということで、毎年30万ヘクタールずつやってまいりました。5年間で150万ヘクタール、この後、同様に毎年30万ヘクタールということで、来年度以降も3箇年対策で取り組んでまいりたいと思っております。それから、天然更新などを利用いたしまして、針葉樹ばかりではなくて広葉樹も中に生えていくような山、針広混交林といったものをつくる努力もするというものであります。

2番目の箱は、森林整備法人、これは大体県の公社が中心ですが、昭和40年ごろに全国各地に県の森林公社ができて、個人では造林が難しいところを分収造林契約を結んで森林を整備してまいったわけですが、平成20年半ばぐらいになりますとこれが大体伐期を迎えます。全体で42万ヘクタールぐらい、人工林の5%弱ぐらい、広大な面積であります。これを一挙に切ってしまうというのはなかなか困難なことでありまして、長伐期のものを含んだ森づくりにかえていく、複層林化を推進するというものであります。

3つ目の箱は花粉問題であります。花粉問題は政府一丸となって関係省庁でいろいろ取り組んでおりますが、私どもはやはりこの源、スギをどうするかということで、林木育種センターが、今年の1月に、ついに花粉の出ないスギを開発いたしました。こういうのをバイオテクノロジー、組織培養によりスピードアップして増殖して、それを配布する。無花粉スギだけでは追いつきませんので、花粉の少ないスギ、112品種ぐらいあるそうですが、こういうものも広く頒布していく。あるいは都市部の風上のスギ林の雄しべの沢山ついている枝を積極的に打ち払う、あるいは抜き切りする、こういったことで花粉症問題に取り組んでいく、ということ

を考えております。

下の方は災害に強い森林づくりですが、去年も台風が10本参って、今年も相当被害を出しております。災害に強い森林づくりにつきまして、限られた予算でございますので、重点的に治山事業を展開していくということ。特に流木が2次災害等々を引き起こしている現状にかんがみまして、その流木の除去、溪間工事、こういったものを積極的にやっていく。さらには、砂防事業と連携した各取り組みなど省連携玉を考えていく、こういったことであります。

その下は民国一体ということで、今まで別々につくっていた計画を一本の計画で、効率的に治山事業を進めていくというものであります。

それから、里山エリア再生交付金といった新規事業、70億円、こういったものも公共事業で出していこうと思っております。

いずれにいたしましても、絵の上に方に「環境税」と書いてありますが、私ども夏はシーリングの中で目いっぱい要求をしておりますが、京都議定書をクリアするにはなお足りませんので、昨年同様環境税の創設、この要望を出しているところであります。

右の方に行きますと、非公共事業で林業、山村振興等々であります。最初に「緑の雇用」であります。これは今年まで緊急雇用対策の一環でやっておりますが、来年これが切れるということで、次期対策であります。これにつきましては財政当局から大変厳しい意見、指摘を受けておりますが、林業の担い手、ようやくこの事業で弾みがつきましたので、ここで止めてはいけないということで、来年度も要求したいと思っております。その際に少し高度な技術も習得できるようにという強い要望がありますので、中身を見直して要求をいたすことにしております。それから、森林組合も中核的な森林組合を育てるということに重点を置く。

それから、一番下の箱ですが、青い字で書いてあるのは当て字ですが、「山村力（やまぢから）」と読みます。「山村力誘発モデル事業」、ご案内のように団塊の世代が2007年ぐらいから3年間ぐらいかけて全国で670万人ぐらいを対象に田舎に戻る可能性があります。全部は戻らないでしょうけれども、かなりの方々がもう都市は嫌だと言って農山村に戻る方々が出てくると思います。そういう流れをとらまえて山村の活性化、定住促進、こういったものに取り組みたいということでもあります。

それから、国民参加の森づくり、これは今までも十分やってきましたが、NPOへの働きかけが弱かったんです。平成9年には森づくりをするNPOが270ぐらいあったのですが、これが平成15年には1,200ぐらいに爆発的に増えております。こういうボランティアの力を活用して、財政に頼るばかりではなくて、こういった方々の自発的な取り組みを支援する形で森林づ

くりの多様化といいますか、国民一丸となって森林づくりに取り組んでもらうための予算であります。

一番下の箱は違法伐採等々であります。違法伐採はマスコミに大変注目されておるのですが、これは政府間同士でやっても難しい問題が多々あります。相手の国で認めないような場合があります。そういう中でボランティアあるいは団体の方が積極的に取り組んでおりまして、こういった団体の取り組みを実地に検証していく、更には政府間での取り決めに結びつけていくという方向で努力をしたい。

このほかに、当然のことながら、国際問題だけではなくて、我が国は木材輸入の最たる国ですが、違法伐採の木材を使わない。まず隗より始めようではありませんけれども、政府調達から排除していくということで、グリーン購入法にこれを位置づけて、できたら来年ぐらいから政府の使う机だとか椅子だとか文房具、こういったものから違法伐採の材を排除していく取り組みを別途進めているところであります。

それから、木質バイオマス、これは製材工場などでチップとかおがくずとか沢山出るのですが、これを廃棄物として捨てたりしているところもあります。大変もったいない話で、こういうのを燃料にして乾燥材をつくっていく、こういった取り組みをもっともっと進めていくということであります。

また、地域材を外国に売っていくということで、これは既に中国等々にかなりの実績があります。ただ、トラブルが結構あるようであります。これは少し本腰を入れて、北京オリンピックなどで彼らも木材を欲しがっていますから、きちんとした対策を講じていくというものであります。

最後に新生産システムであります。これは、毎年森林は大体8,000万 m^3 ぐらい太っております。しかも、伐期に近い、収穫間際の森がかなり増えてきておりますが、それが8,000万 m^3 ずつ毎年毎年増えている。では、需要の方はどうかというと、パルプやチップも含めて9,000万 m^3 ぐらいです。そのギャップは1,000万 m^3 です。ところが、自給率は18%、ほとんど外材を使っている。したがって、この太ってきている材をよどみなく流すというシステムが必要なわけではありますが、この長い鎖のいろいろなところが詰まっているという感じであります。したがって、これは1箇所を対処するのではなくて、この長い鎖を全体で見て川上から川下まで総合的な対策を打ち立てる。それも流域を少し越えた広範な、大手のハウスメーカーなどに安定的に出せるぐらいの太い流れをモデルとしてつくってみるということを考えております。そのためにさまざまな個別の事業の束になるわけですが、そういうものを組み合わせて川上から川下

まで一貫して通すことをまずやってみようということであります。

以上、簡単であります、説明を終わります。

○木平会長 ありがとうございます。

これについてご質問なりご意見があればお伺いいたします。

○横山委員 先ほどの国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況と、この林政全体の予算の中で関係づけがどうなっているのかということが、私自身十分承知していないのですが、A3の1枚紙はすべての林政の行政活動が入っていると理解すると、このA3の大きい紙の中で、国有林野の管理経営を通して林政の目標を達成しようとしているものと、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○飯高林政課長 これは林政全般で国有林野も当然入っております。特に国有林野は左側の森林の整備・保全の方がウエイトが大きいと思います。右側の方は、民間の事業体、森林組合とか木材産業です。先ほど管理課長から数字の話がありましたけれども、一般会計より受入という欄があって、そこに一千数百億円というのが計上されておったと思いますが、私どもの予算、全体で4,835億円要求していますが、これは冬になると少し落ちます。その中で国有林に繰り入れていく、国有林野を通じて森林づくりをしていくというのがこの中に含まれているという絵であります。

○木平会長 よろしいですか。

それでは、少し事項が多いので、次に移らせていただきます。

地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の一部改正について、ご説明をお願いいたします。

○山田計画課長 計画課長でございます。座ってご説明させていただきます。

資料5「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の一部改正について」ということでございます。ご承知のとおり、昨年11月にロシアが京都議定書を批准いたしまして、この2月に発効しております。それを受けまして、国内的には4月28日に、資料の19ページ、これは抜粋編の林業の関係だけですが、「京都議定書目標達成計画」というのができております。この前のものは「地球温暖化対策推進大綱」というものですが、これを引き継いで「京都議定書目標達成計画」が策定されたわけでございます。これを受けまして、私どもが持っております10カ年対策を一部改正させていただいたということでございます。

1ページをおあげいただきますと主な改正点を書いております。4月28日に京都議定書目標達成計画が策定されたことを受けまして、これに基づく変更をしたということでございます。改正点といたしましては、目標達成計画策定に伴う名称とか字句の改正、2番目といたしまし

て、記述内容との整合をとるための改正、それから具体的な対策の中で、いわゆる時点の変化に応じた施策の状況変化にかかわる改正、この3点を今回改正させていただいております。

ご承知のとおり、温暖化対策全体の進捗状況といたしましては、2002年度の温暖化ガスの排出量は1990年比で約14%の増となっております。森林吸収源、当初の6%の削減目標のうちの6割を占めるということでございまして、それに向けてこの対策をやっていくということでございます。

2ページ目から新旧対照表がございます。簡単にどの辺を変えたかということだけをご説明申し上げます。

2ページの表でいきますと、最初の2段目ぐらいに、いわゆる日付けの改正、「2005年2月発効」とか、「1997年12月採択」とか、右側が現行、左側が改正でございます。このような形で、一連の至るところについて字句の改正をしております。

それから、3ページの一番最後の行ですが、改正後のところで「京都議定書目標達成計画」となっておりますが、前は「推進大綱」ということで、これも字句の改正でございます。

4ページ目でいきますと、改正後の(5)に政府一体となって環境税の新たな税源措置を含めた早急な検討が必要という書き方になっておりますが、もとの方は「温暖化対策税等」という書き方をしております。これももとの京都議定書の目標達成計画にかわりまして、計画の方で記述してある内容とあわせる書き方に直しているということでございます。

それから、5ページの考え方といたしましては、いわゆる政府一体となって取り組むという問題とか、ステップ・バイ・ステップの考え方についてこの辺に明示したということでございます。考え方は以前と変わっておりません。

6ページ目ですが、具体的な対策の中の健全な森林の整備の一番最後のところに、「団地的な取り組みの強化等による効率的かつ効果的な間伐を実施」と、少し対策を強化したような書き方にしております。

7ページのイの上のところですが、右側の現行には「緊急雇用対策事業と連携しつつ」という言葉が入っておりますけれども、この部分につきましては厚生労働省の事業と連携していたわけですが、この事業は既に終了していることから、この点を削除するという形の修文をしております。

保安林のところにつきましては、平成16年に保安林臨時整備措置法が廃止となっております。森林法で特定保安林制度を位置づけたこと等に伴いまして、いわゆる量的な拡大だけではなく質的な取り扱いについても重要視するという形での文字を入れかえたということでござい

ます。

8 ページ、9 ページとそういう形でより重点化したり、一連の語彙の訂正をさせていただいております。

10 ページですけれども、いわゆる I P C C の目標達成計画の状況の変化、算定手法についてある程度状況が変化してきておりますので、これを反映して、一番最後の行のところを若干変更させていただいたということでございます。

いずれにいたしましても、2008 年から 2012 年に向けて目標達成をしていくために、この 10 カ年対策をもってますます努力をしていこうと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、この改正についてご意見なりご質問があればお受けいたします。

○横山委員 全体の中の位置取りが、ご専門家はわかるのかもしれないのですが、よくわからない部分があるわけです。例えば重点事項で概算要求している、そのことと 10 カ年対策の一部改正の関係、それから、もしコスト・イフェクティブネスみたいなことで考えた場合に、最終的な目標が、資料 4 で示されているような、地球の温暖化対策、あるいは森林の吸収源対策ということが一番の総合目的であるとすれば、それを達成するときに、国有林野を対象とした政策と、民間への補助金等の政策のコスト・ベネフィットなりコスト・イフェクティブネスをやらなければいけなくなる。どういう予算配分をすることが最終的な目標達成、すなわちここで掲げている吸収源対策がもし最終目的だとすれば、それについて効率的な予算配分になっているのか、こういう観点が必要なのではないか。

どうもそこが、それぞれのところで積み上げてきていますから、そのことについて国民はどういう位置関係になっているのかということがわからないのではないかと。そこら辺が、私お話を聞いていて、最初に聞いた国有林野のお話と、予算の概算要求のお話と、それから今度の 10 カ年対策の一部改正についての関係性みたいなことを知りたいということです。そのことだけ申し上げたいと思います。

○木平会長 横山委員の発言のご趣旨、よろしいでしょうか。

○山田計画課長 いわゆる吸収源対策、2012 年までにどうやって温暖化を達成するかというのが林野庁の一番の課題で、それをどう達成していくかというために平成 14 年にこの 10 カ年対策をつくって、日々のとか、毎年毎年の計画というのは、そういう意味ではプラン・ドゥー・シー、チェックしながら個別個別の予算を要求していつているということがすべてだというよう

に考えていただければと思います。

例えば13ページのところをごらんいただきますと、この10カ年対策の目標というのは、健全な森林の整備、保安林、木質バイオマス、そして国民参加の森林づくり、これをどう達成していくのかというのが一つのカテゴリーになっているわけございまして、先ほど林政課長がご説明申し上げました達成のためのカテゴリー、言葉は少し変えておりますけれども、例えば健全な森林の整備というのが、ここで言う多様で健全な森林の整備・保全の達成の今年の部分です。それから、保安林の問題等々が一つありまして、左側の方が木質・木材バイオマス、上の方に国民参加の森林づくりの問題、全体的にはこの一つずつをこういうことをやっていくんだということの年次の要求書になっているというように考えていただければいいのではないかと思います。

それにいたしましても、年々のチェック以外に、温暖化の達成のためには、ステップ・バイ・ステップで3カ年ずつに分けてチェックしていこうというシステムをまた途中でとっている。その3カ年が終わったところにいるというように考えていただければと思います。

○飯高林政課長 基礎的なところで補足しておきますと、京都議定書で我々6%のうち3.9%を森林で受け持てと言われておるのですが、その3.9%の森林の吸収源にカウントされる森林というのは、人工林であればきちんと整備、手入れをした森林、人工林というのは最後まで面倒を見なければだめですから、植えた以上は最後まできちんと面倒を見ている。それから、天然林も放置というのはだめなのです。天然林が放置されてどんどん太っていったから、その分空気中の二酸化炭素を取り込んだ分カウントしろと言っても、これはどうも認められそうもない。天然林もきちんと管理をしているというのが前提であります。

そうすると、国有林というのは、定性的な話で恐縮ですが、どちらかというと奥地の方にありまして、天然林もいっぱいあるわけです、人工林に比べて。そういうところでこの10カ年対策をクリアするのであれば、やはり保安林にしてきちんと管理をしていく、そういう部分は国有林に相当受け持ってもら。国有林自体の使命とも合うわけですから、そういうようなことで、国有林には、どちらかというと保全の方で頑張っていただく。民有林の方は人工林が多いですから、これはきちんと間伐をして手入れをやってもら。大ざっぱに言うとそんな分担関係もあるのではないかと考えております。

○木平会長 横山委員のご指摘は、こういう改正案とそれぞれの予算との関係をもっとわかるように書くべきだということだと思います。国有林の予算あるいは民有林の予算が毎年どのようにつくられて、それと改正案との関係はどうか。そして、そこで対策の効率のよさとか、そ

ういうものについて説明があるとなるほどと、二つのものの関連が非常に明確になるのではないかというご指摘だと思います。

ほかにございますか。

○岡田委員 今回の改正とは直接つながらないのですが、資料5の9ページで、今四つのカテゴリーの一つとして大事だというご説明がありました国民参加の森づくり、森林づくりの推進、これも幾つか大きな改正点があるのですが、改正されない中で非常に重要なと思っている一つは、改正後のエの黒マルの三つ目ですが、所有者との協定等に基づく継続的な推進の方策、これは何か具体的に動き出しているのですか。今林政課長おっしゃるように、民有林、特に人工林部分の活性化といいますか、整備のところのカウントというのが大事だということになりますと、このあたりが一番沿うところかなと思うのですが、これに対する具体的な施策というのは新しくあるのですか。

○梶谷森林整備部長 まず、制度的な位置づけとして、16年に森林法を改正したわけですが、その中で、新たにボランティアとNPOと市町村が協定を結んで事業を行う場合、通常、森林所有者等に行っている補助金というものがボランティアに対しても与えられるような仕組みをつくりました。つまりそういう協定を促進してボランティア活動を活発化させるという制度をつくっています。それから、事業的にも、造林事業の中で「絆の森整備事業」と言って、やはり協定等によって事業ができるような仕組みをあわせてつくっております。

それがどの程度かという、これは取り組み始めたばかりですから、仕組みについてまだよく理解されていないということで、普及活動に今努力しているところであります、やっと1件、協定が結ばれたという状況でありますので、これからこれの促進が図られてくるのではないかと考えております。

○鈴木委員 横山委員あるいは今の方のご意見と関連するかもしれません。今日いろいろお話を伺っております、16年度の国有林野事業の決算の話があり、そして基本計画の実施状況が出たわけです。そうすると、予算からいくと新規借入れがなく予算はきっちり終わりました。国有林野については計画はきっちりやりましたということです。また、18年度の概算要求を見ますと対前年大きくプラスになっているわけです。これがまた予算審議で、こんなにはだめだよということで削られるということになると、ぶちまけて言うと、削られた分は民有林の整備のお金が削られて、国有林はきっちり行われて、新規借入金も増やさないで整備が行われる、こういうふうに理解していいのでしょうか。

○山田計画課長 鈴木委員、きっと温暖化の今後がどうなっていくのか、そのための必要な財

源はどうなるのかという疑問の点からのご質問だというふうに理解させていただきまして、今後どういうふうに温暖化のために予算が必要だということの、国有林と民有林のところの分け方の問題だと思います。例えばですけれども、今日までやってきております仕事については、今日までの必要な事業のところ、林齢35年生なら35年生を間伐するという話があります。若い木を持っていたり、割と年木を持っていたり、国有林と民有林でも、どちらかというと国有林の方がこれから間伐しなければいけない木を持っているということがございまして、国有林といえどもこれからの追加的な事業量が必要になってくるという部分がございます。

この基本計画の10カ年対策などをつくる場合、事前に私どももいろいろな議論をして数字を積み上げるわけですが、実際は国有林別には今後の必要な事業量というのは計算していないのですけれども、いずれにいたしましても、森林の状況から見て、それぞれに必要な事業量があることが年次の事業量になっていくということでございますので、先ほどお話がありましたような、民有林だけが削られるということにはならないということでございます。国有林も必要な事業量を積み上げて追加要望しているという部分についての議論があるということでございます。

○辻国有林野部長 森林吸収源対策の森林整備、いわゆる民有林と国有林をどこでつないでいるのかというお話だろうと思いますけれども、この10カ年対策でも書いてありますように、全国森林計画というのがあるわけです。これは5年ごとに15カ年の計画をつくるわけです。これは民有林と国有林ともに対象になっているわけでありまして、その中で15年間にどのくらいの森林整備をやらなければいけないかというようになっておりますので、そこでいわゆる民有林と国有林をつないでいる、そこで整合性を図っているということになるわけでございます。要は、森林吸収源対策をやるためには、全森計画の全国森林計画で策定しております事業量をきっちりやれば約3.9%は達成できるということになっております。

○鈴木委員 その関係はよくわかっているのですけれども、ですから、今日お話を伺うと、国有林については予算がこういうことできっちりやっていると、森林・林業基本法で、もちろん国有林はこうします、民有林はこうしなければいけませんというのは決まっております。そうすると、予算がそのとおりにきっちりつかないということになると、16年は結果はどうだったのでしょうか、16年は国有林はきっちりできたけれども、民有林がやはり思うようにいかなかったと、こういうふうに理解して、その積み上げが環境税として不足してくる分だと、こんなふうに思っていればいいのでしょうか。

○辻国有林野部長 やはり年度年度で予算が違いますので、15年まではかなり補正予算が組ま

れたのです。その補正予算を足し込めば国有林はそこそこ森林整備をやってきたわけですが、16年は補正がもらえませんでしたので、そういう意味ではかなり厳しい、事業量そのものも落ち込んでいるということになっているわけであります。その年度年度を見たときに、森林計画と比べてどうなんだというところの話が一つございますし、5年なり10年トータルで考えたときにどうなるんだという問題もあるわけであります。

それと先ほど計画課長が話したように、林齢構成でいいますと、民有林よりも国有林の方が若い林齢の木がございますので、そういう意味ではこれから間伐をやらなければいけない林分が出てくるといったことで、そこら辺を総合的に整理をしないと、16年は足りたのかどうかと言われても、恐らく16年は足りなかったということになると思います。

○梶谷森林整備部長 一言補足させてください。その年度の民有林と国有林の予算の配分の最後の姿ですが、前にも一度この席で話したと思うのですが、最終的には国有林の森林整備の予算の方が多目に行っています。それはなぜかといいますと、実は16年度、三位一体改革の前段がありまして、とにかく地方公共団体向けの補助金を少し切らなければならないということで、当然概算要求で、全体では公共事業何パーセント減と、その枠内におさまるようにしなければいけないのですが、民有林の方はより切り込まれたという経過があります。そういうことで、民有林に比べたら国有林の方が若干多目に予算が行っているという状況があるということもご承知いただきたいと思います。

○木平会長 それでは、長官の方からお願いいたします。

○前田長官 先ほどの横山委員の話も含めまして少し整理して申し上げたいと思うのですが、森林整備の基本的な目標というのは、先ほど鈴木委員おっしゃられましたように、森林・林業基本計画に基づいて将来の姿を想定しまして、これに向かって努力していく。その際に、それをブレイクダウンしたものとして全国森林計画を策定する。15カ年の計画であります。それをブレイクダウンして、民有林におきましては地域別の森林計画、国有林は国有林における地域別の森林計画、そういったものを策定して、それに基づいて森林の整備をやっていくという流れになっております。

そして、森林・林業基本計画に基づく計画を達成した場合には、温暖化対策、3.9%、これが予定調和ではないですが、達成できると、そういう全体のスキームになっているわけであります。したがって、そういう意味では森林・林業基本計画、それから吸収源の10カ年対策、そういったものがすべて整合性を持って物事がなされている。それを実現するために毎年の予算が動いているということになります。

現状でいきますと、民有林の場合には、どうしてもまだ望ましいといえますか、そういう基本計画に対しましては間伐とかそういったものがまだまだ不足しているという状況であります。この30万ヘクタールというのも緊急にやらなければならない、これ以上置いておくと手おくれになってしまうということで本来的にはもっとやりたい。しかし、現状を見ますと、やはり緊急的にやるものだけは処理していくという形になっておりまして、そういう意味では決して満足できるといった数字にはなっておりません。

それと、基本計画そのものから見ますと、伐採量といえますか、収穫量、これもまだまだ低い状態にある。これをもう少し木材の需要を拡大して、もう少し収穫量も上げて、間伐も上げて、そしてそれに伴いましていろいろな保育やら更新をやっていく、そういうことをやっていかないとこの基本計画というのは達成できない。それをやるためには、では、どうすればいいのかということで考えておりますのが、整備の面では予算の話が出ますし、一方では、木材が使われていかなければいけないということで、先ほども申し上げました新生産とか、新流通加工とか、そういった木材関係のいろいろな予算もつけながら何とかこれをボトムアップしていきたい、基本計画に近づけるように努力していきたいということでもろもろの予算を組んでおります。

また、それを支えるために担い手の対策として「緑の雇用」ですとか、あるいは交付金ですとか、担い手対策ですとか、そういったもろもろの、周辺と言うと言葉は悪いですけども、そういった関連の支えるような予算も組んでいく。それと整備の方につきましても、間伐の予算ですとか、森林整備の予算ですとか、そういったものを計上していくというような形でやっております。

それが具体的には、18年度の予算の場合、先ほど言いましたように、公共事業の抑制がありまして、最初の仕上がりは対前年97%にする。それに対しまして120%まで要求は認めますということで、これは水増しされた要求になっております。現実には、これが仕上がりのときには、要するに2割減になるということで対前年よりも落ち込んでいく。本来の予算からいえばどんどん増えていかなければいけないのですが、そういった形で額的には不足しているという構造になっております。

加えて、今の我が国の森林の状況から言いますと、資源がだんだん成熟しておりまして、今後さらに伐採も増やして、人工林の整備も増やしていなければいけない。それから間伐についても資源が熟してきておりますので、それも増やしていかなければいけないという形ですが、一方では、予算は毎年3%から10%ぐらいずつ削られていくという形で、基本計画に対しまし

て少しずつ乖離が起こっているという状況にあります。

そして、世の言うところの3.9%を達成する、現状のペースのままで行きますと2.6という話をしているわけですが、これは予算が全然増えないで、今の状態のままずっと維持されてしまうと、やるべき手入れもできない、そういった形の中で更新も進まない。したがって、基本計画が達成できない。したがって、3.9%も達成できないということになってまいります。

そういった中で、国有林はどうなっているのか。国有林の方につきましては、同じように全森計画を受けまして、この林政審でもご議論をいただいておりますけれども、管理経営基本計画をつくりまして、これに基づいて事業をやっているということで、収支の関係につきましては、先ほどから出ておりますけれども、概ね収支均衡を図ってきたということで、何とか辛うじて計画に沿った形でやっております。あと、伐採量の方につきましても少しずつ増やしてきております。まだ完全ではありませんけれども、増やしてきているという形にございます。ただ、これから資源も成熟していくということで、本来であれば、この収穫量ももっと増えていて、かつ更新も増えていて、かつ間伐も増えていくという構造になっていくのですが、予算が今のような状態で、毎年マイナスで行くということになってしまいますと、恐らくその達成は非常に難しくなるということになるかと思っております。

そういった中で、私どもも環境税ということで、毎年2,000億ぐらい不足しているという話をしているわけでありまして。一般の予算でもいいのですが、足りない場合には別途財源ということで環境税、こういう新たな財源で今後増大していく、今も若干不足しておりますけれども、今後さらに増大していく仕事量に対する予算措置、こういったものに充てていきたいという思いはあるわけですが、この辺のところは、今後の見通しは今のところ立っていないという状況にございます。そういう意味ではさらに努力していかないと、基本計画の達成はできないし、当然のことながら3.9%の達成も難しくなる、そんな状況にあるというふうにご理解いただければいいのではないかと思います。

○木平会長 長官、行政の立場とお考えを率直に話していただきまして、ありがとうございます。

海瀬委員、最後に一言、お願いいたします。

○海瀬委員 今の長官の話でよくわかりましたので、これ以上つけ加えることはございませんが、我々民有林の立場からしますと、国有林があつて民有林ではなくて、国有林があつて、公有林があつて、民有林と。最後にしわ寄せが来ているのではないかと、非常に被害意識が強くあるということだけ申し上げておきたいと思っております。

○木平会長 どうもありがとうございました。

残された時間は限られているのですけれども、残り 3 題あります。

知床の世界自然遺産への登録について、お願いいたします。

○山田計画課長 保全課長事務代理でやっております山田でございます。

資料 6 でございます。時間も迫っておりますので簡単に申し上げます。もう十分ご承知のとおりでございますけれども、先般、国内第 3 番目の世界自然遺産として知床が指定されました。この知床でございますが、概要は 1 ページに書いてあるとおりですが、陸域の 4 万 8,700 ヘクタールのうち 4 万 6,004 ヘクタール、94%、かなりの部分が国有林で占めておりまして、この全域を生態系の保全地域に指定して、国有林としても保全管理を図っているところでございます。いずれにいたしましても、ここの問題については、今後とも地元の関係機関と十分連絡を図りながら、知床の適正な保全管理に取り組んでまいりたいと思っています。今回はこういうのが指定されたということのご報告にかえさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○木平会長 どうもありがとうございました。

これについてご意見なりご質問があればお願いいたします。

○恵委員 知床の例に見られるように、これからいわゆる陸域の森から海までが一体となるという考え方がどこでも常識になると思いますので、海も意識した森林経営といいますか、そこをぜひこれを機会に広めたいと思います。

○木平会長 流域計画からさらに海まで、よろしくお願いいたします。

それでは、次に松くい虫被害対策について、お願いいたします。

○佐古田森林保護対策室長 森林保護対策室長でございます。座ってご説明させていただきます。

資料 7 をごらんいただきたいと思います。既にご案内と思いますが、松くい虫被害対策のうちの特別防除、有人ヘリコプターを用いた薬剤散布ですけれども、これの効果及び環境等への影響については、昭和 52 年から国会等の議論を踏まえまして、林政審議会に報告、説明することになっておりますので、本日は平成 16 年度の調査結果について取りまとめましたので、ご報告いたします。

最初は松くい虫被害対策の概要でございますのでざっと説明させていただきます。被害量全体は 54 年のピークの 243 万 m³ に対しまして、16 年度ではその 3 分の 1 の 73 万 m³ となっているという状況でございます。

2 ページは被害対策の方針ですけれども、被害のあった松林全体を対象としているのではなくて、保全すべき松林、あるいはその周辺の松林に限定して実施しているということで、その数量につきましては右下の表にありますように、民有林全体の松林の17%ということでございます。

3 ページは松くい虫被害の発生のメカニズムと防除方法について説明してございます。防除方法につきましては、松くい虫被害発生の原因となりますマツノマダラカミキリ、これの1年間の生活史に応じて対策を講じているということで、ちょっと説明させていただきますと、春先の成虫がう化脱出するときに、成虫そのものを枯殺する予防措置、それと成虫が枯れた松に、ちょうど今ごろですけれども、産卵して、卵が幼虫にふ化をする、この幼虫を殺すために伐採をして薬剤散布、あるいは焼却、チップ化等によって駆除するという方法等が中心となっております。

4 ページをごらんください。これは特別防除のうち市町村が事業主体となって実施する場合のフロー図を示したものです。国が基本的な基準を示しまして、それに基づいて市町村長が地域住民等の関係者と協議して、きめ細かく、細心の注意を払って実施をするという流れでございます。

5 ページは全体の対策の概要です。

6 ページは、最近注目されておりますが、農業分野でも非常に広く実施されるようになりました無人ヘリコプターを使った防除について、松くい虫対策につきましても本年度から実施しております。

7 ページは、東北地方における被害が拡大しているということで、東北地方に重点化した対策を現在講じているという状況でございます。

8 ページからが本題になります。

まず、二つ調査がありまして、効果調査、特別防除をやって本当に効果があるのかということにつきまして毎年調査をしております。特別防除は、16年度は31県で実施しておりますが、そのうちの28県で調査を実施していただいております。調査区の概要につきましては右の表にありますような状況です。集計の対象は、全体の調査区のうち特別防除区24箇所、非特別防除区、これは対照区として設けておりますけれども、41箇所ということで、それぞれの被害本数率の推移を調査しております。

9 ページが調査結果の概要でございます。平成16年度につきましては、特別防除区の被害本数率は0.9%ということで、非特別防除区と比べまして、大体6分の1程度におさまっており

ます。被害本数率の算出の仕方につきましては（注）に書いてありますように、調査区全数の被害本数を総本数で割ったものでございます。15年度は3分の1ということで、年度によって若干違いますけれども、ちなみに14年度は6分の1程度になっているということでございます。

下の被害区分別分布につきましても同じことですが、別の視点から見たものでございまして、特別防除の被害率が低いということがこれでもわかるということでもあります。

10ページ、11ページは調査区のデータを取りまとめたものでございますので、後でござんいただければと思います。

以上、特別防除の効果につきましては、こういう形で対照区と比べまして明らかに被害率が小さくなっておりますので、効果があるというふうに考えております。

12ページからがもう一つの調査、自然環境等への影響調査でございます。これにつきましては8県で実施していただいております。調査区につきましては、散布の実施区域を2ヘクタールほどとりまして、対照区としてやはり2ヘクタールを設定しております、右にありますような調査項目に沿って調査を実施していただいております。

まず、調査区の環境条件を調査した上で、自然環境等に及ぼす影響ということで、植生の状態がどうなっているか、あるいは野生鳥類、昆虫類、土壌動物、水生動植物、その数の変動を調べております。また、土壌、河川、こういう大気中における薬剤の残留につきましても調査をしております。

散布薬剤としては、フェントロチオンということで、農薬登録としてはスミパインということで登録されておりますけれども、フェントロチオンの乳剤とマイクロカプセル剤、これが調査の対象になっております。

13ページが調査結果の概要でございます。14ページ以降は調査項目ごとに調査内容と調査の結果について集計したものでございます。ご参考までに、18ページから22ページまでに、各都道府県が調査をしていただいた報告書の集計の総括表を掲載させていただいております。これらを取りまとめて13ページに総括的にまとめさせていただいたということになっております。

ここに書いてあるとおりでございますが、まず、林木とか下層植生につきましては、すべての調査区で特段の変化は認められませんでした。1県だけで、草本、これはチガヤですけれども、斑点状の変色が認められましたけれども、生長への影響はなかったというふうに聞いております。

二つ目の野生鳥類、昆虫類、土壌動物、水生動植物につきましては、ゴミムシを除きまして個体数の変動及び種数の減少、薬剤散布に伴う変化というのは明確な形で関連性は認められ

ておりません。ただ、ゴミムシについては減少しておりまして、16年度の調査につきましては散布後8日までフォローして調査しておりまして、それ以降の傾向については報告を受けておりません。ただ、15年度の調査結果によりますと、ゴミムシにつきましては同様の傾向が出ておりますけれども、30日後にはほぼ散布前の状態に回復したというふうに聞いております。

次に、土壌、河川水及び大気中における残留でございます。まず、土壌の調査につきましては、一部の県で散布後に濃度が一部上がったということですが、その後次第に濃度は低下しております。また河川水につきましても、一部で、厚生労働省が水道水質基準で定める指針値がありまして、この指針値より一時的に上回っておりますけれども、次第に減少しております。それから大気の調査、これは気中濃度調査と言っておりますけれども、これにつきましては環境省の評価値がありまして、これも一時的に上回ったというデータがありますけれども、最大8日後までにはすべて指針値未満の濃度になっております。

こういったことからまとめますと、16年度の調査結果を見た限りにおいては、特別防除が自然環境等に及ぼす影響というのは一時的なもの、また軽微なものにとどまっているという結果になっておりまして、許容できる範囲であるというふうに考えておるところでございます。

以下、14ページから先ほど申し上げましたように取りまとめておりますので、後でご参考に見ていただければと思います。

以上、大変はしょって恐縮でしたが、報告を終わらせていただきます。

○木平会長　ありがとうございます。調査自体は大変労力のかかる大きな調査ですけれども、それを非常に短く報告していただいてありがとうございます。

松くい虫被害の専門的な問題について、今日は小林一三委員がいらっしゃいます。小林委員は、ご承知だと思いますが、前の森林総合研究所の所長であり、また、昆虫、とりわけ松くい虫の研究者です。何かご質問があれば小林委員からお答えいただきますし、もしコメントがあればよろしくお願いいたします。

○小林特別委員　それでは一言だけコメントをさせていただきます。

1ページにグラフがございますけれども、被害は徐々に減ってきております。11年度のところを見ますと、この年は夏が大変な猛暑でした。これからはたとえ猛暑の年があってもこの減少傾向を鈍らせないといいますか、また上昇に向かうことを抑える、これが大切なことだろうと思っております。それは可能だと見ております。被害が北の方、あるいは高海拔に向かいつつある、そういう状況や変化をとらえると可能だと見ております。

以上です。

○木平会長　ほかにいかがでしょうか。

それでは松くい虫についての説明はこれで終わらせていただきます。

最後になりましたが、農林水産省木材利用拡大行動計画の取組状況について、お願いいたします。

○岩片参事官　参事官の岩片でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に資料8－1から8－4までございます。8－4に木材利用拡大行動計画の全体像を鳥瞰しておりますので、これに基づきましてご説明させていただきたいと思います。

そもそもこの行動計画は、先ほどご説明がありました森林吸収源10カ年対策に呼応いたしまして、平成15年に10カ年計画で策定されております。その背景についてですが、10カ年対策の実施に当たりましては、木材利用推進がの柱の1つとなっておりますが、木材需要というのは依然として減少しています。このような中で民間部門の先導的役割を役所自らが果たすよう、まず隄より始めよということで、この行動計画がスタートしたところでございます。

この行動計画は、あくまでも農林水産省の中のことでございます。特にこれを行うための新たな予算要求をするということではなくて、既存のさまざまな事業費あるいは庁費の中で工夫して木材を使えるところは、原則としてすべて木造あるいは木質化、木製品を使うということで、農林水産省自らが一層の木材利用の拡大に取り組むためにこの計画を策定して、各局、庁と一緒に木材利用の拡大に努めているということでございます。

平成16年度はこの計画がスタートしてから2年目になります。例えば公共土木事業あるいは補助対象施設等におきまして数値目標を立てており、例えば公共土木でしたら柵工について木製率100%という目標を立てております。また、補助対象施設につきましては、中には防火、構造耐力の問題から木造ではできないというものもございますが、そういったものを除きまして、原則としてできるものはすべて木造化するということで、木製100%という目標をこの計画で立てております。これらについて2年目に100%、この目標数値を達成しているという状況でございます。

そのほか、農林水産省の中で廊下の腰壁の木質化、あるいは森林管理署等の庁舎の木造化、あるいは事務机、消耗品、具体的には封筒だとかファイル、印刷用紙のたぐいですが、こういったものにつきましても極力木質化あるいは間伐材用紙を使うということで実施をしているところでございます。

また、モデル的な取り組みということで、新たな分野において今後木材利用が見込まれるもの、例えば魚礁に間伐材を利用するという取組を今試験的に進めているところでございます。

16年度は2年目ということでございますが、かなりいい線まで行っている、木製100%につきましては、それを達成しているということでございます。

また、木質化ができなかったところにおきましても、例えば内装は木質化するとかといったようなことで、極力木材・木質化製品を使うということでさまざまな取り組みをしてまいったところでございます。

また、農林水産省からは白書が3種類出ておりますが、これらにつきましては3つとも間伐材用紙を使って白書を作成したところでございます。

17年度以降の取り組みでございますが、資料8－2にありますように、3点ほど行動計画を拡充強化することとしております。

一つは、パンフレット等の印刷物につきましては間伐材用紙の使用に努める。それから、各種会議等におきまして飲料が使われる場合には飲料用の紙製缶の使用に努めることとしております。これはお手元にあります「カートカン」と言われるものです。

それから、4月のグレンイーグルスG8首脳会合を踏まえまして、「違法に伐採された木材は使用しない」という考え方にに基づきまして、今後木材・木製品の調達に努めていく。これは具体的にはまだ仕組みができておりませんが、グリーン購入法等で手続等が明確になり次第、これに基づき調達を行っていくということになるかと思います。

さらに、木材利用拡大のために、例えばこういった製品はどこに行ったら調達できるのかとか、あるいはこういったものを開発してもらえないだろうかというさまざまな問い合わせがございます。こういったものについて、社団法人全国木材組合連合会事務所の中に相談窓口を設け、相談に乗っていただくということで、木材の供給に円滑に対応できるように図っているところでございます。

以上でございます。

○木平会長 どうもありがとうございました。

今の説明についてご意見あるいは質問があればお願いいたします。

○有馬委員 利用拡大行動計画についてはよくわかりますし、実際に隼より始められているということはよく理解できたわけでございます。地球温暖化対策の中で、私どもはかなり重要な要素と考えておりますけれども、ただ、木材を使おうということがいろいろな分野で出てくる。バイオエネルギーとして使おうとか、先ほどの新生産計画等が出てきますと、一番気になるのは材価でございます。材価をどの辺に設定されておるのかということでありまして、どういう予測のもとに材価を設定しているのか。これは国有林の先ほどの吸収源との関係でもあります

し、国有林がこういうプライスリーダーをやられるのかどうかということも含めて、そのあたりのところがないと、私はどうも不安である。要するに、材料のぶん取り合戦をしている。あるいはひどい話になりますと、ともかく困っているから、ただでもいいのではないかと、こういういろいろな設定がものすごく多いのです。それで実際に運営をしてみると、実際には動かない。出てくるものが出てこない。そうだとすると、やはりこれは何らかの形で線引きをしておかないと、線引きといいますか、こういうレベルで我々は考えておりますというのがないと、市場価格に任せなければいけないということは重々わかっておるのですが、それでもこのあたりをきちんとしておかないと、どうも私は危険だという感じがしております。

それはなぜかという、やはり原料問題ということになりますので、原料がめちゃくちゃに安いものになってしまうということは、今度は高く買われたらそちらに資源は流れる。何らかの補助的なものがあったりすると、むしろそちらに流れてしまう。そうすると、本来木材工業で使われるべきものが使われない、こういうような状況も出てくる可能性がないとは言えないと思います。それは皆さんご承知のとおり、廃棄物のリサイクルの問題がデッドロックに乗り上げているところがたくさんあるということも考えますと、やはり材価の問題というのを、先ほども民有林と国有林の話がありましたけれども、国有林としては大体どの程度で線を引いているのか、それから、想定問答としてはどのあたりまで考えておられるのかということをも可能な限り出していただきたい。多分出しておられるのではないかと、そうでないと計画にならないですから、出しておられると思うのですが、それが一般に必ずしも通じていないのではないかと、という危惧を持っておりますので、ひとつ何らかの形で、小径間伐材だったらこの程度というような何らかの形を出していただくようにぜひお願いしたいと思っております。そうでないと、この利用計画も、公共がやると高いものだとか、いろいろところでネガティブな要素が出てきているような感じがいたしておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

質問ではございません。

○木平会長　ありがとうございます。

それでは、青山委員。

○青山委員　まず隗より始めよということで、積極的にご利用になるというのは大変結構なことだと思います。モデル的な取り組みということで、最先端の取り組みなども紹介していただけるということですが、ぜひ基本的な木の使い方ということも改めて意識をしていただければと思います。というのは、国民も建設関係の皆様方も木を使うということに対して意識が高まっているのですが、実は新しい年代の人たちは、木をどうやって使ったらいいのかという適切

な使い方がわからなくなっているのです。万博に行きまして、あそこは非常に多く木を取り入れているのですが、本来木を使うにはふさわしくないところに木を使っているがために、ふさわしくない材質を使っているために早く痛んでしまって、メンテナンスに手間やお金がかかってしまったりとか、生きている木の性質がわからないためにとんでもない要求をしてくるとか、そんな陰の声も聞こえてきたりいたしますので、ぜひ国民の皆さんたちの木を使うという意識とともに、専門家の皆様もどうやって木を使っていくかということについて、改めてモデル的な使い方なりのご指導を、リーダーシップをとっていただきたいと思います。

それから1点、簡単なことですが、使う木ですが、10カ年計画の改訂の中でも「木材を」というところを「地域材を」というふうに変えられております。地元の木を使っていきたいということを意識してだと思えるのですが、これは広く言えば「国産材」ということでよろしいのかどうか。でも、やはり「地域材を」ということなのか、その心を聞かせていただきたいと思います。

○岩片参事官 この中に「地域材」と書いてありますのは、本音を申しますと、これは限りなく「国産材」と書きたかったのですが、「国産材」と書きますと、WTO内外無差別の原則に抵触する可能性があるということで、あえてここは「地域材」、地域で流通する材、もし問われれば、「地域で流通する材ですから、当然外材も入ります」ということで「地域材」としてあります。しかし、その心はどこまでも国産材というところが本音でございます。

○木平会長 青山委員、よろしいでしょうか。

○青山委員 ありがとうございます。

○木平会長 それでは、ここら辺で審議を終わりにしたいと思います。

委員の皆様方には大変長時間にわたって熱心なご審議をいただきありがとうございました。また、林野行政に当たりましては、今日の意見を活かしていただければ幸いです。

以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後 4時15分 閉会